

千葉市介護保険給付の制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条から第69条に定める保険給付の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(著しい損害)

第2条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第30条第1号及び第35条第1号に定める著しい損害とは、半焼、半壊又はこれらに類する損害以上の損害をいう。

(著しく減少したこと)

第3条 政令第30条第2号若しくは政令第35条第2号又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第100条第1号若しくは第2号又は省令第113条第1号若しくは第2号に定める著しく減少したことは、主たる生計維持者が死亡し又は主たる生計維持者の収入減少事由の発生の日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が収入減少事由の発生の日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったときとする。

(支払方法変更の終了)

第4条 政令第31条に定める要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少とは、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合とする。

- (1) 当該支払方法変更の記載をする原因となった納期限から1年以内に支払われなかった保険料についてその全額を納付したこと。
- (2) 支払方法変更の記載を行った時点において滞納となっていた保険料の半額を超える保険料を納付したこと。
- (3) なお滞納となっている保険料についてもその納付が速やかに、かつ、確実に見込まれること。

(保険給付の一時差止)

第5条 省令第105条に定める著しく高額なものとは、介護保険給付支払一時差止通知の日（以下「一時差止通知の日」という。）における未納保険料の額の合計及び一時差止通知の日の翌日から起算して30日を経過した日までに到来する納期における保険料の額の合算額を超える額とする。

(保険給付の控除)

第6条 法第66条第1項又は第2項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であつて、法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、一時差止通知の日の翌日から起算して30日を経過した日において未だ支払方法変更の記載が消除されていない場合においては、介護保険滞納保険料控除通知書を当該要介護被保険者等に通知した後、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除するものとする。ただし、一時差止通知の日の翌日から起算して30日を経過した日以前に滞納している保険料の一部について保険料を徴収する権利が時効によって消滅する場合は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅する日以前の日において、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除するものとする。

(第2号被保険者の保険給付の一時差止等)

第7条 法第68条の規定により、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかつたもの(以下「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、医療保険者からの依頼に基づき、未納医療保険料等があることにつき特別の事情があると認める場合を除き、当該要介護被保険者等々に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、保険給付差止の記載をするものとする。

(第2号被保険者に係る保険給付の一時差止等の終了)

第8条 政令第32条第2項に定める要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少とは、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合とする。

- (1) 当該保険給付差止等の記載をする原因となつた保険料等の全額を納付したこと。
- (2) 当該要介護被保険者等の加入する医療保険者が支払方法変更の終了に同意していること。

附 則

この要綱は、平成13年10月31日から施行する。